上牧町コミュニティバス(巡回バス)広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上牧町有料広告掲載要綱(平成28年4月要綱第8号)の規定 に基づき、上牧町が保有するコミュニティバス(巡回バス)を広告媒体として活用 する有料広告の掲載の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのるもの
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの
 - (3) 政治性のあるもの、宗教性のあるもの、意見広告、個人的宣伝、求人広告その 他これらに類するもの
 - (4) 町の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 青少年の保護や健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
 - (7) 消費者保護の観点から適切でないもの
 - (8) 良好な景観の形成又は風致の維持を損なうもの
 - (9) 暴力団の利益になると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの 第3条 広告の規格、枠数、場所及び掲載料金は、別表のとおりとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、各月の1日から末日までの1箇月単位とし、1回の申込みにつき、4月1日から翌年の3月31日を掲載終了日とする12箇月を最長とする。

(広告掲載の申込み)

- 第5条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告の掲載を始めようとする月の前月の5日までに上牧町コミュニティバス(巡回バス)広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 掲載しようとする広告案
 - (2) 業務内容等を明らかにする書類(会社案内、パンフレット等)
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

- 第6条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、当該申込み内容を審査し掲載の可否を決定するものとする。
- 2 町長は、掲載の可否を決定する場合においては、必要とするときは、広告の内容 の修正等の条件を付することができる。
- 3 町長は、前2項の規定により掲載の可否を決定したときは、速やかに上牧町コミュニティバス(巡回バス)広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込書に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告掲載者は、町の発行する納入通知書により、町の指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載費用の負担)

- 第8条 広告の制作に要する費用は、広告掲載者の負担とする。
- 2 広告の取付け及び撤去に要する費用は、広告掲載者の負担とする。
- 3 掲載された広告が消失又は破損したときにおいて、その修復に要する費用は、広 告掲載者の負担とする。ただし、その消失又は破損が町の責めに帰する事由による 場合は、町の負担とする。

(広告内容等の変更)

- 第9条 町長は、広告の掲載に支障があると認めるときは、広告掲載者に対して広告 の内容等の変更を求めることができる。
- 2 広告掲載者は、広告掲載期間内に広告の内容を変更しようとするときは、第6条 の掲載の申込みの例により、上牧町コミュニティバス(巡回バス)広告掲載変更申 込(届出)書(第3号様式)により広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

- 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。
 - (1) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
 - (2) その他特に広告掲載に支障があると町長が認めたとき。

- 2 町長は、広告掲載を取り消す旨の決定をした場合は、上牧町コミュニティバス(巡回バス) 広告掲載取消決定通知(第4号様式)により広告掲載者に通知しなければならない。
- 3 広告掲載者は、前項の規定による広告掲載の取消しに伴う損害については、町長 に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、町の事情により広告の掲載ができなくなったときは、広告を掲載することができなくなった月以降の納入済月額の総額とし、これに利子は付さないものとする。

(広告の撤去)

- 第12条 町長は、広告の掲載期間が終了したとき若しくは第11条の規定により掲載の取消しを行ったとき、又は広告掲載者から掲載の取下げの申出を受けたときは、速やかに広告を撤去するものとする。
- 2 前項の規定により撤去した広告は、広告掲載者へ返却するものとする。 (広告掲載者の責務)
- 第13条 広告掲載者は、広告の内容及び掲載について関係法令を遵守し、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告の作成、掲載及び必要な手続きに関する費用は、広告掲載者が負担するものとする。
- 3 広告掲載者は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為、その他の不 正な行為を行ってはならない。
- 4 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任において解決しなければならない。
- 5 広告掲載者は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (広告掲出物の維持管理等)
- 第14条 広告掲載者は、広告掲出物の美観を保持するため、常にその維持管理に努めなければならない。
- 2 広告掲載者は、広告掲載期間内に広告掲出物の劣化等により剥離、破損等が発生 した場合は、現状に回復するものとする。広告掲出物の掲出、撤去作業等により車 体の破損、塗装の剥離等が生じた場合についても、同様とする。

- 3 広告掲出物の掲出、撤去その他維持管理に関する作業は、コミュニティバス(巡回バス)の運行受託者が車両を保管する場所において、当該運行受託者の許可を得て実施するものとする。
- 4 広告掲出物の維持管理に関する作業は、緊急の必要がある場合を除き、巡回バスの運休中に実施するものとする。
- 5 町は、広告掲出物の破損、汚損、滅失、盗難等により生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、コミュニティバス(巡回バス)に掲載する 広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

車両		場所	規格(mm)	枠数 (1台につき)	掲載料金(1箇月)
		車体側面 A (歩道側)	縦 230×横 1,000 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	2,300円
		車体側面 B (歩道側)	縦 500×横 250 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	1,200円
		車体側面 C (歩道側)	縦 140×横 1,000 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	1,400円
ペガ	車 外	車体側面 D (車道側)	縦 500×横 350 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	1,700円
サ	広 告	車体側面 E・ (車道側)	F 縦 500×横 800 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	各 1	4,000円
ス 号		車体側面 G (車道側)	縦 260×横 1400 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	3,600円
		車体背面 H (歩道側)	縦 300×横 300 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	900円
		車体背面 I (車道側)	縦 200×横 300 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	900円
	車内広告	座席背面	縦 180×横 250 以内 (紙の厚さはポスター程 度まで)	1 セット(4 席)	1,000円

車両		場所	規格(mm)	枠数 (1台につき)	掲載料金 (1箇月)
		車体側面 A (歩道側)	縦 500×横 500 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	2,500円
さ	車外広告	車体側面 B (歩道側)	縦 140×横 1,000 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	1,400円
さゆり		車体側面 C・D (車道側)	縦 500×横 900 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	各 1	4,500円
号		車体背面 E (歩道側)	縦 600×横 370 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	2,200円
	車内広告	座席背面	縦 148×横 250 以内 (紙の厚さはポスター程 度まで)	1 セット(8 席)	2,000円

車両		場所	規格(mm)	枠数 (1台につき)	掲載料金(1箇月)
		車体側面 A (歩道側)	縦 230×横 1,000 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	2,300円
		車体側面 B (車道側)	縦 500×横 250 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	1,200円
		車体側面 C (歩道側)	縦 140×横 1,000 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	1,400円
ほほ	車外広告	車体側面 D (車道側)	縦 500×横 350 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	1,700円
笑み号	古	車体側面 E・F (車道側)	縦 500×横 800 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	各 1	4,000円
		車体背面 G (歩道側)	縦 300×横 300 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	900円
		車体背面 H (車道側)	縦 300×横 300 以内 マグネットシール又は 剥離可能な屋外用シール	1	900円
	車内広告	座席背面	縦 180×横 250 以内 (紙の厚さはポスター程 度まで)	1 セット(4 席)	1,000円